

基礎研 レポート

Apple に対する再差止命令と刑事立件の可能性

アンチステアリング条項

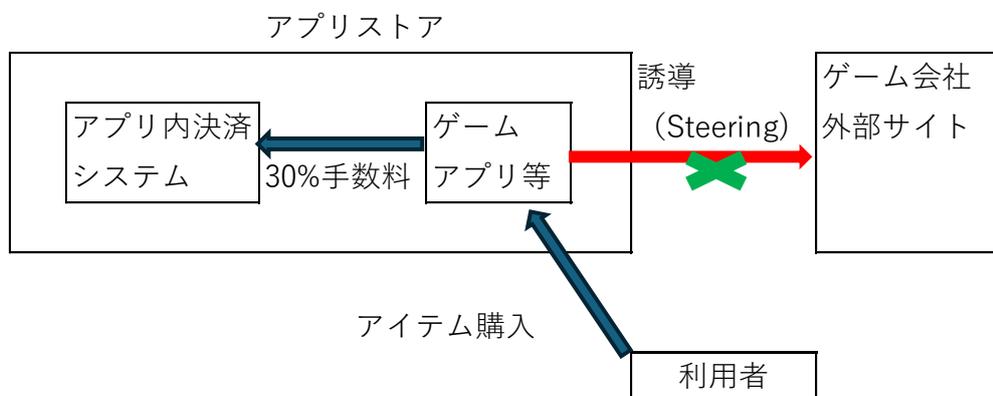
取締役 保険研究部 研究理事 松澤 登
(03)3512-1866 matuzawa@nli-research.co.jp

1—はじめに

スマートフォン・メーカーである Apple の競争力の源泉は、自社が販売する iPhone のアプリストア (App Store) において、第三者のアプリ事業者が提供する各種アプリがダウンロードできるところにある。アプリ事業者が増えると iPhone の利用者が増え、また iPhone の利用者が増えるとアプリ事業者が増えるという、各種判決や調査レポートのなかで、いわゆる両面ネットワーク効果が存在するとされている。

ところで App Store でダウンロードしたゲームアプリや音楽アプリでは、利用者がゲームアイテムや楽曲を購入する際、アプリストア内で購入することとされており、アプリ事業者が提供する App Store 外部のサイトへ利用者を誘導することが禁じられていた。このように誘導を禁止することをアンチステアリング (anti-steering) という。また、App Store 内でゲームや楽曲を利用者が購入するにあたっては、原則として購入価格の 30% を手数料として、アプリ事業者が Apple に支払うものとされていた (図表 1)。

【図表 1】 アンチステアリング (イメージ)



このような取扱いに対して、ゲーム事業者である Epic Games（以下、Epic）は2020年8月、Appleを被告として、カルフォルニア北部連邦地裁に連邦競争法（シャーマン法）等の違反に基づく差止命令を求めて提訴した。2021年9月同裁判所は、連邦競争法の違反は認めなかったものの、カルフォルニア州の不正競争法(Unfair Competition Law。以下、UCL)に違反するとして、差止命令を発出した。

その後、本訴訟は控訴審で争われ、連邦最高裁の上告までなされたが、最高裁はAppleからの上告を却下し、結果として2024年1月17日に差止命令が有効となった（これら一連の判決を以下「差止命令に係る判決」と呼ぶ）。

差止命令によって、アンチステアリングの解消が求められることとなったが、後述の通り、これは形ばかりであった。そこでEpicは2024年3月13日に差止命令の執行、およびAppleを民事侮辱(civil contempt)¹に問う申立てを行った。

本稿ではこの申立てに対して下された判決（カルフォルニア北部連邦地裁2025年4月30日（以下「本判決」））を解説したい。ただし、本論から外れる技術的な論点（たとえば開発者製品ライセンス契約（DPLA）に関するもの）等については解説を省略した。

なお、アンチステアリング条項に関しては、欧州では音楽ストリーミングアプリであるSpotifyの申立てにより、欧州委員会がAppleに18億ユーロの制裁金を科した経緯がある²。さらに欧州のデジタル市場法(Digital Market Act)5条4項では、アンチステアリング条項の禁止が定められている³。また、日本においてもスマートフォン競争促進法8条でも同様にアンチステアリング条項は明確に禁止されている⁴。

2——当初の差止命令とAppleの対応

1 | 差止命令のもととなる判示(差止命令に係る判決)

UCLは不正競争、すなわち「違法、不正または詐欺的な事業行為または慣習」を禁止している。カルフォルニア北部連邦地裁（以下、「地裁」）は以下のように判示してAppleの行為は「不正な慣行」に該当するとしてUCLに違反すると認定した。

- ① (Appleの行為は) いかなる規範的尺度のもとでも反競争的効果と過剰な営業利益率を示していた。このことはアプリ事業者のイノベーションを妨げ、コストを引き上げた。
- ② Appleは、アプリ事業者に対して、既存ユーザーに対する有効な手段である「プッシュ通知」と「電子メールによるアウトリーチ」のいずれも認めていない。
- ③ アプリ内購入以外のオプションに誘導するボタン、外部リンク、あるいは電子メールにより購入

¹ 民事的裁判侮辱とも呼び、裁判所の決定した差止命令に従わないことを指す。制裁金賦課や身柄拘束などが行われることがある（18 U.S.C. § 401）。

² 基礎研レポート「EUにおけるAppleへの制裁金納付命令—音楽ストリーミングアプリに関する処分」 <https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=78251?site=nli> 参照。

³ 基礎研レポート「EUのデジタル市場法の公布・施行—Contestabilityの確保」 <https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=72386?site=nli> 参照。

⁴ 基礎研レポート「スマートフォン競争促進法案—日本版 Digital Markets Act」 <https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=78607?site=nli> 参照。

を誘導することをアプリ事業者に禁止しており、App Store で 30%の手数料がかかること、App Store 以外で安く購入できることを利用者に知らせることができない。

- ④利用者が支払うコストを誰が負担するのかを利用者が知ることができないことは、ユーザーのロックイン（囲い込み）効果を生み、反競争的搾取を生み出す可能性がある。
- ⑤被告の行為の有用性と被害者の損害の重大性を比較検討すると、消費者が選択肢を知る機会がない。一方、Apple は権利を主張するものの、行動の正当性を提示できていない。

2 | 差止命令の内容

地裁は Apple の行為は初期の反トラスト法違反の状態にあるとの判断を行った。これを受け、Apple は第 9 巡回控訴裁判所（以下「高裁」）へ控訴したが、高裁も地裁の判決に同意した。そして高裁は Apple の行為から利用者（UCL 上は消費者（consumers））を保護するために UCL のもとで利用可能な救済の主要な形態は差止命令であるとした。利用者に選択肢の情報が隠蔽されている状況は金銭的損害賠償では容易には修復できない。損害は発生・継続しており、違反条項を無効にすることによって最もよく修復できるとする。

高裁はモバイルゲームに限らず、すべてのアプリについて差止命令を発出することとした。すなわち、Apple に対して以下を永久に禁止するとした。

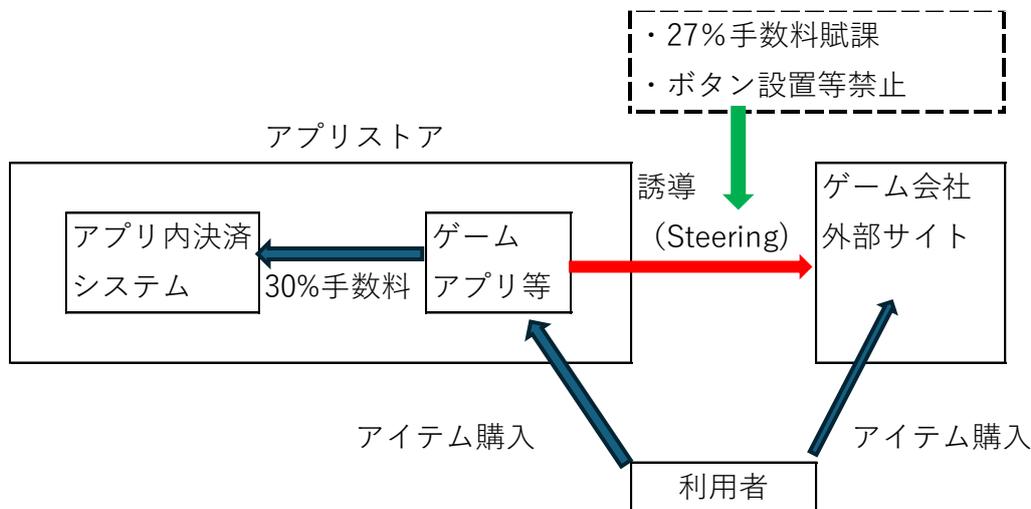
アプリ事業者が (i) アプリ内購入に加えて、顧客を購入メカニズムに誘導するボタン、外部リンク、またはその他の行動喚起をアプリ内に含めること、および (ii) アプリ内のアカウント登録を通じて顧客から自発的に取得した連絡先を通じて顧客と通信することを禁止すること。

3 | Apple の遵守通知

その後、訴訟は最終的には連邦最高裁（以下「最高裁」）まで上告された。最高裁は Apple からの上告を 2024 年 1 月 16 日に却下し、高裁の Apple に対する差止命令が 2024 年 1 月 17 日に発効した。

Apple は 2024 年 1 月 16 日に、差止命令を表面上（詳細後述）受入れることとし、以下の内容の差止命令遵守通知を提出した（図表 2）。

【図表 2】 Apple が課したリンクアウト購入に係る主な条件



具体的には以下の通りである。

- ①App Store 外に誘導された結果の購入（以下、「リンクアウト購入」）に対して、App Store 内購入の30%よりもわずかに低い27%をアプリ事業者に手数料とする新しいポリシーを制定した。
- ②顧客とのコミュニケーションの方法に関するさまざまな制限を課す。これは、他の方法で許可されているものよりも明らかにユーザーフレンドリーではなかった。
- ③ビデオパートナープログラムやニュースパートナープログラムなど、コミッションの割引を提供する他のプログラムへ参加することを除外した。

4 | Epic による差止命令の執行と証拠尋問の申立

2024年3月13日、Epic は差止命令を執行し、Apple を民事侮辱(civil contempt)に問う申立てを地裁に対して行った。そして、2024年4月23日、地裁は2024年5月8日から始まる証拠審問を設定した。証人尋問に引き続き、2024年9月30日までに地裁は証拠書類提出を求めた。ところが Apple は遅延戦術を取り、文書の3分の1について特権（弁護士とのやり取りの文書は開示請求から免除される）を主張した。

地裁はEpic の指摘した11の典型的文書を精査したところ、この特権の主張は根拠がないとした。結果、Apple は特権を主張した文書の42%を取り下げた。結果、2025年2月24日に審理が再開されることとなった。

5 | コメント

ここでは本判決に至るまでの経緯が記されている。まず、差止命令に係る判決（地裁）はアプリ内購入にあたって徴収していた30%の手数料については反競争的な価格が設定され、過剰な営業利益を得ていたとした。そして、このことがUCLにおける「不公正な慣行である」と判断した。このような不公正な慣行を是正するためには、金銭賠償ではなく、差止命令が妥当であるとして、リンクアウト購入を可能にすべきこととされた。

ここで留意すべきは差止命令の文言である。すなわち「顧客を購入メカニズムに誘導するボタン、外部リンク、またはその他の行動喚起をアプリ内に含めること」という文言である。本訴訟の主な論点としては、Apple のリンクアウト購入を認めるポリシー（以下で述べる「外部リンク資格制度」）が差止命令に反するかどうかというものであった。

後述の通り、Apple はこの文言に反しないように最大限の拘束をアプリ事業者にかけることで、自社の収益に影響が出ないように試みた。しかし、結果を先取りしていえば、この試みは結果として失敗することになる。

3——Apple の対応の詳細

1 | リンクアウト購入に対する27%の手数料

リンクアウト購入については、もともと Apple は許可していなかったため、手数料設定はされていなかった。差止命令の発行に伴い、リンクアウト購入について以下のポリシーを導入した。

リンクを使用した後7日以内にアプリ事業者のサイトで行われるデジタル商品とサービスの取引に対して27%の手数料を要求する。

Apple 社内では、地裁判決後、どのように差止に対応するかの遵守方針の検討が始まった。高裁が差止命令停止を命令したときに、いったん検討は停止したが、2023年4月24日の高裁の判決を受けて、遵守方針の検討を再開した（コードネーム Wisconsin）。

そこではリンクアウト購入を認める仕組みである外部リンク資格制度(Link Entitlement program)に関して、以下の2つの提案がなされていた。

- ・(提案1) 手数料は課さないが、購入フローにおけるリンクの配置と外観を制限する。
- ・(提案2) リンク設定や外観に制限を課さないが、27%の手数料を課す(=3%割引)。

提案1では、中小を含め多くのアプリ事業者がリンクアウト購入を提供すると想定し、数億から数十億ドルの減収を見込んだ。他方、提案2では最大規模のアプリ事業者にしか魅力的でないと予想していた。こちらは数千万ドル程度の影響を見込んだ。Apple が採用した手段は最も反競争的なオプションである提案1と提案2を足したものであった。

2023年6月1日のApple 社内の会議では、提案2に関して割引率3%、5%、7.5%のケースが提示された。ここで重要なのは、どのケースにおいてもアプリ事業者の負担する決済に係るコストの割合は外部決済サービスの利用料を加えると30%を超え、経済的な合理性がないことである。Apple は裁判官が認める最小限の譲歩で終わらせることを計画していた。

2023年7月5日、Apple の価格委員会で外部リンク資格制度においては、リンクアウト後7日間に外部サイトで購入がなされたときに27%の手数料を支払うべきことが決定された。

これらの検討経緯は裁判所に隠され、2025年の審理まで明らかにされなかった。

Apple は上記決定後、2024年1月に Analysis Group (AG) を構成し、調査を開始したと主張した。AG では、Apple のサービスは場合にもよるが、アプリ事業者にとって30%の価値があるなどの調査結果を出したとされ、その結果に基づいて手数料を設定したと2024年5月1日の証人尋問において従業員が証言していた。これは裁判所を欺こうとしたものである。特に Roman 氏（財務担当副社長）は2024年1月16日まで手数料について何も知らなかったと証言した。これは裁判所に対して嘘と不実表示を行ったものである。

2 | リンクの配置とデザイン等

Apple の当初案はリンク配置を制限するのは手数料を取らない場合としていた。しかし結果的に、外部リンク資格制度においては27%の手数料徴収とともにリンク配置等の制限をすることとした。具体的には以下の通りである。

①外部リンク資格制度において、外部リンクは、アプリ内での商品購入フローの途中のページおよび商品購入ページに表示してはならない。

ゲームアイテムを購入できるショップがアプリ内にある場合、そのショップに外部リンクを貼ることは許されない。Apple はこの様な取扱いはセキュリティリスクから利用者を保護するためのものと主張している。どこに外部リンクを貼ってもセキュリティリスクが変わることはないので、これは言い訳に過ぎない。

②外部リンク資格制度においては、外部リンクをボタンまたはこれに類するものとして表示することを禁止している。

差止命令ではこのような表示の仕方を可能にするよう要求しているにもかかわらず、Apple はその反対のことは行った。すなわち、外部リンク資格制度においては、単純なリンク表示のみをすることとされている。Apple 自身の証人も競争を抑制する以外にリンク形式を求める理由は思いつかないとしている。

③外部リンク資格制度において、外部リンクを押すと、全画面表示で「本当に続けますか？」という警告文が表示され、アプリを離れることが警告される。その際、遷移（遷移とは閲覧するページから別のページに移ること）先はアプリ名ではなく、アプリ事業者名で表示される。また、購入はアプリ事業者が管理するものであって、Apple は関与していないと表示される。

この表示方法は、i) 外部リンクを単純に表示すること、ii) ブラウザを開くことをポップアップで表示することと並んで検討されたが、もっとも反競争的な選択肢（＝全画面表示）が採用された結果によるものである。

このように「利用者にとって恐怖の」「警告画面」は、ユーザーのリンク外購入を抑止することを意図した設計と判断される。そしてこれらの事実は 2024 年 5 月の証拠審問では明らかにされていなかった。2023 年 6 月の最終案では警告文言に「Apple は、ウェブ上で行われた購入のプライバシー又はセキュリティに責任を負わない」という表現が付け加わった。

④外部リンク資格制度においては、静的 URL のみ利用可能とされている。

静的 URL はそのアドレスへ遷移するだけの機能しか持たない。比較して、動的 URL ではユーザー ID や位置情報その他の操作に関する情報を付加することができる。そうすると、動的 URL ではユーザーを識別し、リンククリックによって自動ログインすることができる。Apple はこの制限をデータセキュリティのためと主張するが、同時に摩擦（friction＝購入に至るまでに発生する操作上の障害）を増加させることで破損（breakage＝購入者が外部リンクからの購入をあきらめること）を増加させることをよく理解していた。

⑤外部リンク資格制度においては、Apple が用意したテンプレートの表現以外を使用することが禁止されている。

表示可能なのは、「www.example.com の web サイトで購入する」というものだけである。低価格であることを訴求する文言を載せることは不可能であり、このことにより Apple は数億ドルの収益損失を回避している。

⑥外部リンク資格制度において、ビデオパートナーシッププログラム（VPP）およびニュースパートナーシッププログラム（NPP）に参加しているユーザーは事実上適用外となる。

VPP にはディズニープラスといったサブスクリプションビデオアプリがあり、NPP にはニューヨークタイムズといった新聞社のアプリがある。これらユーザーに対する手数料は、通常の 30%ではなく、15%になっている。しかし、これらユーザーが外部購入リンク制度を利用すると、アプリ内購入の手数料が 15%から 30%に引き上げられる。

これら大規模なユーザーは最も外部リンク購入制度を利用すると考えられていたため、Apple はこれらユーザーのプログラムからの除外は、米国でのリンクアウト購入の採用を妨げることを認めた。

2024年5月の公聴会の時点で、App Storeに登録されている約136,000人のデベロッパーのうち、外部リンク資格制度に基づいて申請したのはわずか34人のデベロッパーで、そのうち17人はそもそもアプリ内課金を提供していなかった。

3 | コメント

本項でまず指摘したいのは、外部リンク資格制度におけるリンクアウト購入にかかる27%という高率の手数料である。Appleが検討した最も安いオプションは7.5%割引（手数料としては22.5%）である。仮に7.5%割引であってもリンクアウト購入は経済的に不可能である。現に訴訟当事者であるEpicの設置する外部サイト内で購入する場合の決済手数料は12%である。そして、この27%という手数料率の妥当性については、Analysis Group (AG)の検討に基づくAppleは主張する。しかし、判決文にある通り27%手数料率が決定したのはAGの設置の半年前である。AGの検討が客観的・中立的かどうかについても疑問が残るが、当該検討より先に手数料率が決まっていることから、手数料率の水準はAppleの経営的立場のみから決定したものと考えられる。

次に、Appleは外部リンク資格制度において、リンクアウト購入に誘導するための仕組みに大きな障害を設けた。もともと手数料を付加するか、リンクアウト購入に障壁を設けるか、どちらかという選択肢を設けたが、両方を採用するという結果となった。前者はリンクアウト購入をアプリ事業者にとって経済的に不可能とするが、後者はリンクアウト購入を利用者に断念させるものであった。

リンクアウト購入を行おうとする利用者はEpicのゲームにログインしたままでシームレスに購入できることを期待する。しかし、そもそもリンクアウト購入のリンクが購入の流れにおいて見つけることができない。また、リンクアウトする際に「恐怖」の警告が表示されるなど判決のいう「摩擦」を発生させ、リンクアウト購入を利用者が断念することが容易に予想される。

このようなリンクアウト購入の仕組みは差止命令違反となるかどうかの本訴訟の主要論点であった。

4——Apple 申立てに関する判断

1 | Apple による判決破棄申立て

Appleは連邦民事訴訟規則(Federal Rule of Civil Procedure)60(b)(5)で、「最終判決が将来に向かって適用することがもはや衡平でない」場合において、判決当事者から申立てを受けたときには、裁判所はその裁量によって当事者をその最終判決から免除することができるとする。

Appleはその根拠は本判決と矛盾する後に出された2つの判決が出たことにあると主張する。まずBeverage判決では高裁が禁止した行為が、同一の高裁で明確に容認されたと主張する。また、Murthy判決では、今回の差止命令の範囲をEpicとその関連会社に限定したと主張する。いずれも訴訟戦術のひとつと考えられ、判決の本筋からは外れる。ここではBeverage判決に関する部分のみを紹介することとする。

Beverage判決では、Apple経由でFortniteを購入したBeverageその他の原告がAppleのアプリ配布の制限により価格が上昇し、アンチステアリング条項によってAppleの力が人為的に増大したとし

てクラスアクションを提起した。原告はカリフォルニア州の Cartwright Act（連邦における反トラスト法、日本における独占禁止法に該当）違反および UCL 上の「違法行為」を主張したが、主張を裏付ける十分な事実を立証できなかった。

原告は控訴をする目的で、Cartwright Act 上の訴えを撤回し、UCL 違反となる「不公正な」行為のみを主張した。判例によれば反トラスト法から免責される行為は UCL 上の「不公正な」行為とはならないとされていた。Beverage 判決では、反トラスト法違反かどうかは認定せず、Cartwright Act 違反の主張を撤回したことを前提に、UCL の「不公正」な行為として違法となるかという狭い議論を行い、結果として原告の主張は認められなかった。

この判断と本事案の差止命令の判断とは矛盾しない。差止命令に係る判決（高裁）では、Apple の行為が反トラスト法責任から免責されるとは判断していない。また Beverage 判決のような狭い範囲の判断でもない。

2 | Epic による差止執行申立て

Epic は、Apple が外部リンク資格制度の遵守プログラムを公表したことに對して、①高裁の差止命令に違反したとして Apple を民事侮辱に問うこと、②Apple のポリシーを速やかに差止命令に準拠させるよう要求すること、③すべてのアンチステアリング条項の削除を Apple に要求することを求めている。

民事侮辱に対する制裁は、「裁判所がその前にあるすべての証拠を適切に検討」し、「現在、従う能力」があり、過去に「強制的な制裁によって破壊される意図的な反抗または故意の不服従を構成する」と判断した場合に正当化される。

本地裁における分析は二つの部分に分かれてる。第一に、本地裁は、差止命令の文言の外を見る必要はないという Apple の抗弁を検討し、差止命令の法的根拠を説明した地裁と高裁の命令を検討した。第二に、本地裁は、上記の事実認定で述べた通り、Apple が検討した最も反競争的な選択肢で差止命令に對応することを選択したと判断した。

(1) 差止命令の文言と精神

Apple は、差止命令のカバーする範囲の外側に属する行為については、民事侮辱に問うことができないとして異議を唱えている。

他方、高裁における裁判例では、「救済が付与された目的を遵守し、その厳格な文言が無視されなかったとしても、差止命令の精神に違反する法令違反を認定することが適切である」と述べている。

地裁は、以下の点で Apple の主張が誤っていると判断する。

- ①Apple の行為そのものが差止命令の文言そのものに反していること、
- ②訴訟当事者が差止命令の文言について疑わしい解釈を取るときは、「差止命令の精神」を見るべきこと、
- ③Apple のアプローチでは裁判所がもぐらたたきゲームを行うことになること、
- ④Apple の外部リンクについて手数料を課すことを差止命令が禁止していないと主張する。しかし、差止命令に係る判決ではアプリ内購入の 30%は反競争的で正当化できないと認定していたこと、差止命令に係る判決当時外部リンクでの購入に手数料を課されていなかったことから、Apple の

行為は差止命令の主要かつ包括的な事実認定に違反し、結果として民事侮辱に帰結する。

(2) 民事侮辱に関する、より具体的な事実認定

外部リンク資格制度において、いくつかの点において差止命令に違反する。

①Apple は外部リンク制度を利用するアプリ事業者の外部コスト（＝支払いに係る費用）を評価して、外部リンク資格制度において、反競争的とされた 30%手数料から 3%だけを引いた手数料を設定した。このことにより実際にはアプリ内購入のすべての代替手段を経済的に実現不能にした。Apple がその根拠とする AG レポートはでっち上げに過ぎない。差止命令はアンチステアリング条項の削除を要求したが、Apple は同じものの組み合わせで置き換えることを決定した。

②Apple はリンク資格制度において、アプリ内購入のオプションとして、アプリ内に単純なリンクのみ（＝上述の静的 URL）を認め、その他の外部リンクを経由した購入を促進する文言を入れることを阻止した。これは明白な差止命令違反である。

本地裁はこれらが単独で差止命令に違反しているかどうか認定する必要はない。なぜなら Apple は差止命令の根幹部分—Apple はアプリ内購入に対する競争力のある代替的手段を締め出してはならない—に違反しているからである。

以上から本地裁は Apple が差止命令に違反していると認定する。Apple の不遵守は技術的なものや、形式的なものからかけ離れている。Apple における①十分な正当化理由を欠くこと、②外部リンク資格制度が経済合理性を欠くこと、③違法な収益獲得を保護し、新しい反競争的構造を構築した動機、④裁判官が認めるレベルはどこなのかから遡って規制を設けたことは、差止命令の善意又は合理的な解釈の産物と見ることはできない。

本地裁は民事侮辱を支持する。

3 | 弁護士特権に関する紛争

(1) 連邦証拠規則(Federal Rule of Evidence) 502 条 (d) では、進行中の訴訟に関して開示がなされたことは、弁護士特権を放棄したこととならない旨を裁判所は命ずることができるとする。Apple は 2025 年 2 月の証言に先立ち、本条に基づいて命令を出すよう本地裁に申立てを行った。

そもそも Apple が Epic に対して提出した文書に関して、Apple は本地裁によって提出が強制されたため、特権は放棄されていない。ただし、本地裁は特定の文書に関し、特定の文脈についての精査なしに本申立てについて決定しないし、決定する必要もない。

また、一般に裁判所は証拠尋問に使用される証拠文書のすべてに特権を認める白紙委任状を出すことはしない。したがって、申立ては却下された。

(2) Apple は再審査で特権の主張の多く、すなわち主張の 42%を取り下げた。これらの引き延ばし戦術は正当化されず、当事者と司法のリソースを浪費させ、本地裁による救済を遅らせた。

文書に弁護士の名前を書くだけでは、特権は発生しない。本地裁が判断した情報の大部分は特権的な情報を含んでおらず、むしろ差止命令の執行の中心となるものである。一例をあげると、社内メールを弁護士に送付したものがあったが、送付後も当該社内メールの内容はほとんど変更されていない。このような文書の特権を主張したことは、多くの他の文書と同様に意思決定プロセスを隠すためのものである。

本地裁は自らの不正行為を正当化するための Apple の主張を却下する。

4 | コメント

本項 1 についてのコメントは省略する。本項 2 についてであるが、確かにリンクアウト購入を可能にすることを求めた差止命令では、①リンクアウト購入について手数料を課してはならないとも、②リンクアウト購入手続にあたってルールを設けてはならないとも言っていない。

しかしながら上記で述べた通り、いずれもリンクアウト購入を経済的・実質的に阻止するものであることから、差止命令の文言および「その精神」いずれにも違反するとする判決は妥当であると考えられる。ただし、一切手数料を課してはならないか、あるいは一切の購入ルールを設けてはならないかは別の問題である。

アプリ内での購入手数料徴収の根拠についてであるが、Apple はアプリ配信システムが知的財産権の束であり、その利用対価であることを挙げている。この理由は差止命令に係る判決の地裁レベルでもある程度認めてはいた⁵。ただ、そうであれば、たとえば Amazon アプリで物品を購入する際にも手数料を徴収すべきことになるが、そうはなっていない。そしてリンクアウト購入ではアイテム等の購入はアプリ外で行われ、Apple はリンクアウトのプロセスにのみかかわる。そうすると手数料の名目としてはリンクアウト仲介手数料ということになりそうだが、常識的にはその名目であれば購入額のせいぜい数%程度であろう。結論として本判決では後述の通り一切の手数料を禁止した⁶。

本項 3 については若干の米国の民事訴訟制度の解説が必要となる。まず米国民事訴訟制度ではディスカバリという強力な証拠開示制度がある(連邦民事訴訟規則 (FRCP : Federal Rules of Civil Procedures) 26 条~37 条)。これは訴状の提出から審理に至るまでに実施される証拠や証言の聴取で、自発的に、あるいは相手から求められれば不利な証拠であっても裁判資料として提出が求められる。ディスカバリの範囲は、訴訟と関連のある全ての情報・証拠となっている。ただし、判例(common law)上、弁護士と依頼者間の法的助言に関するやりとりは、弁護士・依頼者特権 (Attorney-Client Privilege) としてディスカバリの対象外とされている。本判決文によれば、Apple は会議等の決定事項を弁護士に送ることで弁護士・依頼者特権を主張した模様であるが、42%もの主張を撤回することとなり、また判決の結果を見る限りでは成功しなかったと言える。

5——救済と制裁

本地裁は民事侮辱訴訟手続において適切な救済を命じる広範な権限を有している。

1 | 差止命令

本地裁は、本判決に記載された理由および明らかになった正当な理由により、Apple、およびその役員、代理人、使用人、従業員、ならびにこれらの者と積極的に協力または関与しているすべての者を

⁵ 前掲注 2 p6、p10 参照。

⁶ 余談になるが、初めから一けた台の手数料率としておけば、一切の手数料を課すことを禁じられることはなかったかもしれないと思う。ただし、その数%の手数料率の徴収根拠は議論の対象にはなろう。

以下の行為を永久に制限し、禁止する（概要につき図表 3）。

(1) 消費者がアプリ外で行う購入に対価または手数料を課すこと、およびその結果として、消費者がアプリ外で行う購入またはその他の活動を監査、監視、追跡または報告するよう開発者に要求する理由は存在しないことに留意すること。

(2) 開発者がアプリ外で購入するためのリンクのスタイル、言語、書式、量、フロー、または配置を制限または調整すること。

(3) ボタンまたはその他の行動喚起の使用を禁止または制限すること、またはアプリ外で購入するためにこれらのデバイスのコンテンツ、スタイル、言語、書式、フロー、または配置を調整すること。

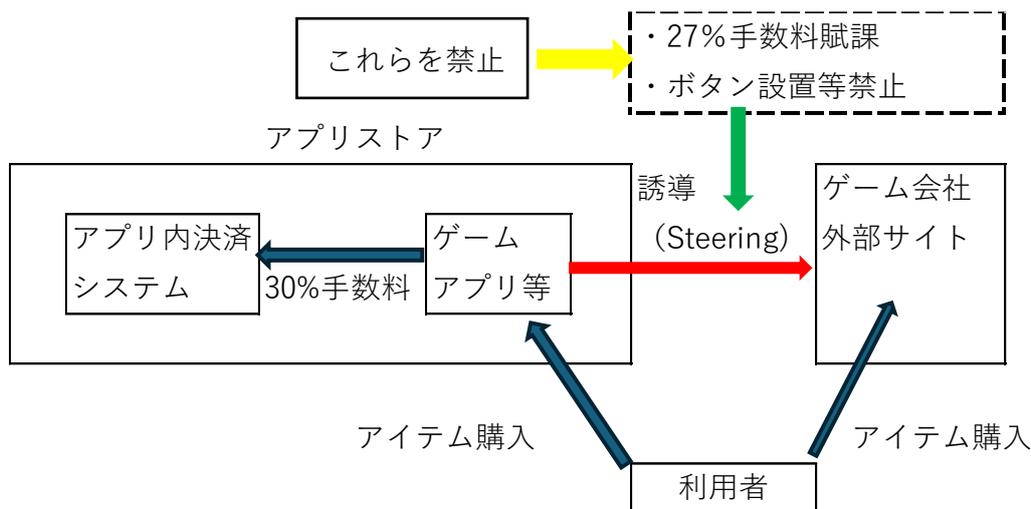
(4) 特定のカテゴリのアプリと開発者がリンクアクセスを取得できないようにすること。

(5) サードパーティのサイトに移動していることをユーザーに通知する中立的なメッセージ以外のものを使用して、消費者がアプリの内外で続行するかどうかの選択を妨げること。および

(6) 静的 URL ではなく、ログイン状態で特定の製品ページに消費者を誘導する動的 URL のアプリ事業者による使用を制限すること。これには、製品の詳細、ユーザーの詳細、または購入しようとしているユーザーを示すその他の情報をアプリが渡すことを制限することも含まれることに留意すること。

これらの（再）差止命令は直ちに有効となる。

【図表 3】（再）差止命令の主な内容



2 | 制裁

本地裁はさらに、訴訟を遅らせ、意思決定プロセスを不明瞭にするために弁護士・依頼人特権を Apple が乱用したことは、将来の不正行為を抑止するための制裁を正当化するものであると判断する。本地裁は Apple に対して、完了予定日である 2025 年 5 月 15 日頃まで、特別マスター（Epic と Apple は、再審査後の Apple の弁護士・依頼者特権の主張を審査するために三人の特別なマスターを雇っていた）による審査の費用全額と、この問題に関する Epic の弁護士費用だけの負担を行うことを命じ、Apple はその限りで制裁を受けることになる。

さらにより重大な対応が認められる可能性がある。民事侮辱の制裁は、制裁が裁判所命令に従うことを強制する場合、あるいは侮辱行為によって引き起こされた実際の損害を補てんする場合に認めら

れる。Epic は実際の損害についての補てんを求めているので民事侮辱の制裁は認められない。ただし、Apple が再度、競争に不正に介入し、裁判所命令に違反する場合には民事的な金銭制裁が適切となる場合がある。

これに比較して、刑事的な侮辱制裁は懲罰的であり、過去の不適正行為を罰し、将来の不遵守を抑止するためのものである。刑事的な制裁は「通常の刑事手続きに与えられる憲法上の保証なしに懲罰的制裁を科すことができない」とされている。

したがって、連邦刑事訴訟規則の規則 42 (a) (2) に基づき、本地裁は、特に Apple および Apple の財務担当副社長である Roman 氏に対する捜査のために、この問題をカリフォルニア州北部地区連邦検事に付託する。本地裁は、刑事訴追が正当化されるか否かについての立場を取らない。

3 | コメント

本判決は Apple が行ったすべての行為を禁止するものとなった。すなわち、一切の手数料を取ることを禁止し、リンクアウト購入を阻害する、あらゆる「摩擦」を起こすような Apple の行為を禁止した。

私見ではあるが、Apple は制限措置を過剰に設けた結果、裁判所から全面的な禁止措置を受ける結果となった。手数料の点はすでに述べた。また、たとえばボタンまたはその他の行動喚起の使用を禁止または制限することは一切禁止されてしまったが、「ある程度の制約」は差止命令の範囲内でも容認されていたのではないだろうか。Apple が一切合切を禁止したがため、「ある程度の制約」すら課すことができなくなった。

もう一つのポイントとしては、裁判所は民事侮辱の制裁を認めなかったものの、刑事上の侮辱制裁（法廷侮辱罪）を Apple に科すかどうかの捜査およびそれ以降の手続を連邦検事に付託した。これは民事侮辱の制裁と異なり、刑事罰適用の有無を問う場合にデュープロセス（適正手続き）を踏む必要があるからだ。

ここで特に Roman 氏は 2023 年 7 月に 27% 手数料率が決定したのに、2024 年 1 月の証言において価格決定については何も知らないと言明した。本判決の認定するところによれば、完全な偽証である。宣誓により証言を行った以上、責任の所在は問われなければならないであろう。

6 — おわりに

本判決は民事事件を取り扱うものなので、刑事事件について結論を出すことはしなかった。ただ、刑事事件として立件するかどうかを検事に付託したことは重い判断である。大規模プラットフォーム提供者の保有するアプリストアにおけるアンチステアリング条項は日・EU・米、いずれの国・地域においても違法との認識は共通化されている。日・EU は特別法があるが、米国では判例である。

日（スマートフォン競争促進法）・EU (Digital Market Act) における法令違反は課徴金（あるいは制裁金）が課される。これらは刑事手続きではないが、単なる民事上の損害賠償とは異なる性格を有し、ペナルティと言える。米国ではペナルティが特に法律として定められているわけではないが、本判決においては Apple に直接下された差止命令に違反したこと、あるいは（および）法廷での偽証といっ

た法廷侮辱罪に該当するかどうか問われることとなった。

中国等を除く世界を実質的にみれば、Apple (iPhone) と Google (Android) だけが、これら規制の対象である。米国では Google に対しても内容は異なるものの、同様にアンチステアリング条項を禁止する判決が出ており⁷、Apple の置かれた状況と同じである。結論として、アンチステアリング条項をペナルティによって禁止する体制は日・EU・米で揃ったということができよう。

⁷ https://storage.courtlistener.com/recap/gov.uscourts.cand.373179/gov.uscourts.cand.373179.1017.0_3.pdf

本資料記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と完全性を保証するものではありません。また、本資料は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。